

発明研究奨励金申請要領

[主旨]

公益財団法人日本発明振興協会（以下「協会」という）は、科学技術の振興、産業の発展に資する中小企業及び発明研究者の発明考案を奨励する目的をもって、本要領に基づき発明研究奨励金（以下「奨励金」という）を交付して、その発明考案の実施化を援助する。

1. 奨励金の交付対象

次の事項に該当し、発明考案の実施化もしくは展開に必要と認められるもの

- (1) 特許権として登録済みのもの
- (2) 実用新案は、登録済みで実用新案技術評価書入手済みのもの

2. 申請者の資格

奨励金を申請できる者は、次の要件を備えていること。

- (1) 中小企業又は個人
- (2) 個人の共同発明の場合は、その代表者
- (3) 企業内発明の場合は、企業代表者の承認を得た者
(ただし、成年被後見人及び被保佐人を除く。)
- (4) 過去に本奨励金の交付を受けた者が申請する場合は、8. 交付決定後の義務 (3) の報告書を提出した者

3. 対象となる経費

奨励金の対象となる経費は原則として、発明考案を実施化するための試作、試験もしくは発明考案をさらに展開するための調査研究に要する直接経費で、人件費や事務費等の間接経費は除く。直接経費とは以下 (1)～(4) に掲げる経費である。

- (1) 原材料・副資材費
- (2) 機械装置・工具器具費
- (3) 委託・外注費
- (4) 専門家指導費

4. 交付金額

交付金額は原則として1件あたり100万円を限度とする。

5. 申請手続き

この奨励金の交付を希望する者は、下記の書類及びその電子データを委員会宛に提出する。

- (1) 申請書（協会所定の様式） 2部
- (2) 添付資料 各2部（別紙参照）

提出先：〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町4-22

公益財団法人日本発明振興協会

発明研究奨励金交付事業実行委員会 宛

TEL 03-3464-6991

◎申請書類一式は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

6. 募集期間

毎年5月1日～7月31日 必着

7. 審査及び交付の決定

審査は協会奨励金交付規程に基づき、予備審査を行いさらに審査委員会で審査する。その結果を11月に直接申請者に通知する。

8. 交付決定後の義務

- (1) 当該試験研究が完了するまで中間報告書として、試験研究の進捗状況及び交付金の使用明細を6か月ごと（5月及び11月）に提出する。
- (2) 当該試験研究が完了後、直ちに完了報告書を提出する。
- (3) 当該試験研究完了の1年後、その後の進捗状況について報告書を提出する。
- (4) 虚偽の申請をして奨励金を受けたことが判明した場合及び報告書を提出しない場合には、奨励金を返納しなければならない。

この要領は、平成19年3月16日に施行する。

改正 平成22年12月1日

改正 平成30年3月7日

改正 令和6年3月19日

改正 令和7年3月11日

(別紙)

添付資料について

以下の資料（各2部、すべてコピーで可）を申請書2部及び電子データ（CD-R又はUSBメモリ）と合わせてご提出ください。

申請の発明・考案が

- ① 発明の場合…特許公報（必須）、要約書（任意）
- ② 考案の場合…登録実用新案公報及び技術評価書（いずれも必須）

申請書様式

発明研究奨励金の申請書(様式)は、Microsoft Word をお使いの方は、下記ホームページから入手（ダウンロード）できます。

申請書はできるだけ電子データで作成してくださるようお願いします。

ホームページアドレス

日本発明振興協会 <http://www.jsai.org/>

注 意 事 項

提出書類について

- (1) 申請書は、記入漏れがないことを確認してからご提出願います。
※記入漏れや提出書類に不備がある場合には、受け付けられませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 一件の申請書には、原則一つの特許となります。
- (3) 申請書は、所定の様式をお使いください。また所定の枚数（9頁）に収めてください。
なお、補足説明や図表などを加味したい場合は、申請書に記入せず、別紙として提出してください。

申請者について

- (1) 申請者（個人・法人とも）となり得るのは、特許権者又は実用新案権者としてお名前が記載されている方に限ります。
権利者が複数の場合、申請者以外の他の方からの同意書が必要となります。
（同意書の様式は、当協会にお問い合わせください。）
- (2) 以下の場合、ご応募できません。
 - ・出願人が国及び都道府県の機関や大学・高等専門学校など学校関係の場合
（ただし、民間企業や個人発明家が、国及び都道府県の機関や大学・高等専門学校など学校関係との共同出願あるいは共同発明した場合は、民間企業のみが申請者となり得ます。）
- (3) 外国人の応募については、日本企業に在籍している方で、日本の特許を取得している場合に限ります。
- (4) 過去に本奨励金の交付を受けた方が申請する場合は、当該試験研究完了の1年後にその後の進捗状況に関する報告書を提出した方に限ります。

なお、ご不明な点がございましたら、お手数ですが当協会までお問い合わせ願います。